

敦賀市立少年自然の家給食業務応募要項

1 業務の概要

業務名	敦賀市立少年自然の家給食業務
履行場所	敦賀市野坂80号15番地 敦賀市立少年自然の家
施設構造	鉄筋コンクリート造（1F）食堂137.77㎡、厨房47.67㎡、食品庫9.33㎡
開所日数	年間310日程度
調理食数	1回当たり10～120食程度（入所状況による）
対象者	少年自然の家利用者
業務内容	別紙仕様書のとおり

2 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

3 業務期間

令和8年2月1日（日）から令和9年3月31日（水）まで
（なお、契約日から令和8年1月31日（土）までは、業務開始準備期間）

4 応募資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福井県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有し、事故等に際し即時的な対応ができること。
- (3) 租税の滞納がないこと。
- (4) 応募する法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

5 業者募集等のスケジュール

募集等のスケジュールは、以下の一覧表のとおりである。

日 程	内 容	備 考
令和7年12月12日（金）	公募開始	敦賀市ホームページに掲載
令和7年12月26日（金）	参加表明書提出期限	持参又は郵送
〃	質問書提出期限	電子メールで提出
令和7年12月28日（日）	質問回答書期限	電子メールで回答
令和8年1月9日（金）	提案書等提出期限	持参又は郵送
令和8年1月中旬	ヒアリング審査実施	
令和8年1月下旬	審査結果の通知	
契約締結～令和8年1月31日	業務開始準備	
令和8年2月1日	業務開始	

6 担当部局

〒914-0145 敦賀市野坂80号15番地
敦賀市教育委員会 敦賀市立少年自然の家
電話 0770-24-0052
FAX 0770-20-4370
メールアドレス sizen@ton21.ne.jp

7 参加表明書の提出

「参加表明書」を次により提出すること。

(1) 参加表明書の提出方法

参加を希望する者は、参加表明書（様式）を、少年自然の家に持参又は郵送により提出すること。

(2) 参加表明書の受付期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで
月曜日を除く午前9時から午後5時まで

8 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出方法

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、少年自然の家に電子メールにて提出すること。

提出先アドレス sizen@ton21.ne.jp

(2) 質問書の受付期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）午後5時まで

(3) 質問書に対する回答方法

質問に対する回答は、12月28日（日）までに電子メールにより行う。

なお、質問回答書は、本要項の追加又は修正とみなす。

質問に対する回答は、参加表明者全員に通知する。

9 提案書の提出

「少年自然の家給食に関する提案書」を次により提出すること。

(1) 提出期間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月9日（金）まで
月曜日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先 少年自然の家

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール等）による提出は受け付けない。

(4) 提出書類

ア 提案書表紙（様式第1号）

イ 自然の家給食業務に対する基本的な考え方について（様式第2号）

ウ 業務実施体制（人的体制）について（様式第3号）

エ 災害時の対応及び自然の家との連携体制について（様式第4号）

オ 衛生管理について（様式第5号）

カ 事故（食中毒・異物混入等）の危機管理について（様式第6号）

キ 業務開始までの準備スケジュールについて（様式第7号）

ク 給食献立及び食材調達について（様式第8号）

ケ 特別な献立への対応について（様式第9号）

(5) 提出部数

ア 提案書 7部

イ マニュアル類 7部

10 候補者選定の手順

候補者選定に当たっては、次のとおり行う。

- (1) 「少年自然の家給食業務選考委員会」が提出された提案書のヒアリング審査を行い、評価点を算出し候補者を選定する。
- (2) 候補者選定に際して評価が同点の場合は、提案書審査の衛生管理、及び事故の危機管理項目の合計評価点が、より上位の業者を選定する。なお、それでも同点の場合は、抽選により選定する。

1.1 選定結果の通知

選定結果は、令和8年1月下旬頃に文書にて通知する。

1.2 契約

契約の締結は、本プロポーザルで選定された候補者を優先交渉者とし、企画提案の内容をもとに協議を行うものとする。この場合において提案書に記載した提案内容について、優先交渉者からの変更は原則認めない。

前項において協議が整った場合は、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

1.3 遵守法令

[法令]

- ・ 食品衛生法 ・ 労働基準法等の労働関係法令 ・ その他の関連法規

[要綱等]

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ その他の関連要綱及び各種基準

1.4 リスク管理方針

契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は、以下のとおりである。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

《リスク分担方針》

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破たん		○
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	仕様書内容との不適合		○
需要変動リスク	食堂の日々の変動に伴う勤務調整		○
	上記以外		○
調理事故・異物混入等リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

1.5 契約書作成の可否等

受託業者決定後に契約書の作成は必要となる。

1 6 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等は、提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成 11 年敦賀市条例第 14 号）に基づく請求がなされた場合は公開することがある。
- (4) 提案書の提出後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した業務責任者等は原則として配置予定の者とする。ただし、病休、死亡、退職等のやむ得ない理由がある場合には、同等以上の経験及び資格を持つものと認められた者に限り変更することができるものとする。
- (5) 提案書に虚偽を記載した場合は、プロポーザル提案を無効とする。
- (6) 審査結果に対する異議は、一切受け付けないものとする。